

災害時広域相互応援に関する協定書

平成27年3月2日

苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町

災害時広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定の趣旨に基づき、この協定を締結した市町（以下「提携市町」という。）の地域に災害が発生した場合における広域相互応援について定めるものとする。

(応援)

第2条 この協定において「応援」とは、次に定める提供、派遣等の全部又は一部をいう。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の供給並にそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童・生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第3条 応援の要請は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話等により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、供給又は提供を必要とする物資、車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣を必要とする職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入を必要とする児童、生徒の学年及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、住宅の提供を必要とする被災者の世帯数及び人数
- (6) 前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、その具体的内容
- (7) 応援場所及び応援場所への経路
- (8) 応援の期間
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された場合は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、原則として被災市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町の負担とする。
- (2) 第2条第4号に掲げる応援に要する経費については、応援市町の負担とする。
- (3) 第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合において、応援の必要があると認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第8条 提携市町は、この協定に基づく広域相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(連絡会の開催及び資料の交換)

第9条 提携市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう毎年1回以上連絡会を開催し、地域防災計画その他参考資料の交換及び情報の提供を行うものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、提携市町が別に加入する「北海道広域消防相互応援協定」、「日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」その他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれからも申出がないときは、更に3年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、提携市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、提携市町長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月2日

北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市

市長

岩倉博

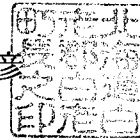


北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

白老町

町長

戸田安彦



北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町

町長

宮坂尚市朗



北海道勇払郡安平町早来大町95番地

安平町

町長

瀧

孝



北海道勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

むかわ町

町長

竹中

喜之



災害時広域相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時広域相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項について定めるものとする。

(応援職員の公務災害等)

第2条 協定第2条第4号の規定による派遣した職員（以下「応援職員」という。）がその応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市長の負担とする。ただし、派遣場所において応急治療した場合の治療費は、被災市町の負担とする。

(損害賠償責任)

第3条 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町がその賠償責任を負う。ただし、被災地への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償責任を負う。

(経費の負担等)

第4条 協定第6条第1号又は第3号の規定により、被災市町が負担すべき経費の額は、次に掲げる経費の合算額とする。

- (1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄しているものを提供したときは、再調達価格）及び輸送費
 - (2) 携行又は貸与した車輛、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費（現地調達したものは除く。）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く。）
 - (3) その他のものについては、別途協議して定める経費
- 2 協定第2条第4号に掲げる応援に要する経費については、当該応援が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく派遣によるものにあつては被災市町の負担とし、その他の応援については応援市町の負担とする。
 - 3 前2項の経費については、応援市町が一時繰替支弁することができる。
 - 4 前項の規定により繰替支弁した経費については、応援市町の市町長名による請求書により、関係書類を添付して被災市町の市町長に請求するものとする。
 - 5 前2項の規定により難しいときは、応援市町及び被災市町が協議して定める。

(応援職員の身分表示等)

第5条 応援職員は、応援市町名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

(便宜供与)

第6条 被災市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。